

遊漁船に対する救命いかだ等の 搭載義務化に伴う検査所要期間のご案内

モデルケースのご紹介

- ① コンテナ式救命いかだ等を搭載する
- ② バッグ式救命いかだ等を搭載する
- ③ 救命いかだ等を搭載しない代わりに、伴走船と共に航行する
- ④ 救命いかだ等を搭載しない代わりに、救助船を配備する

モデルケース① コンテナ式救命いかだ等を搭載する

1

 **限沿旅客船** [総トン数5トン以上の限定沿海区域を航行区域とする旅客船における事例]

1



検査書類の提出

定期検査の申請書及び
設計者等より図面等の関係書類を
最寄りの受検支部に提出

25日※

2



復原性資料の審査

設計者等よりJCIに提出された
復原性資料を審査

30日

3



船舶検査

乗り込み高さの計測

5日

4



証書発給

検査合格に伴い検査証書を発給

2日

※ 救命いかだ等の搭載に伴って、新たに提出いただく図面(架台の設置方法など)の確認や、提出書類の修正・再提出が必要な場合には、相応の日数(約25日)を要することがあります。

①～④までにかかる合計日数

合計所要日数

約60日間



上記日数には、検査受検に係る事前相談や、設計会社の選定、設計会社の作業日数(復原性の計算、復原性資料の作成)、その他書類の提出までに要する日数は含まれていません。

民間団体において、**救命いかだ等の購入費の2/3を支援する事業**を実施しています。
詳細は、二次元コードをご確認ください。

旅客船等
向け



遊漁船
向け



● 検査書類提出後の内容確認(25日)

● 復原性資料審査(30日)

● 検査(5日) ● 証書発給(2日)

モデルケース② バッグ式救命いかだ等を搭載する

2



バッグ式救命いかだ等の搭載には、小型兼用船や、5トン未満又は12m未満であって旅客定員12人以下の船舶などの条件があります。

- バッグ式救命いかだ等は、必ずしも新たに調達していただく必要は無く、検査合格済みの船舶に搭載されているバッグ式救命いかだ等を借り受けて航行することが認められています。
- その場合の検査に係る所要期間も以下と同様になりますが、①でバッグ式救命いかだ等の貸主・借主の間で協定書を提出いただく必要があります。
- なお、このケースは旅客定員を減じてバッグ式救命いかだ等を搭載する場合(5トン未満平水旅客船の場合)の取扱い例です。

1



検査書類の提出

定期検査の申請書及び
設計者等より図面等の関係書類を
最寄りの受検支部に提出

2



復原性資料の審査

設計者等よりJCIに提出された
復原性資料を審査

7日

3



船舶検査

乗り込み高さの計測

5日

4



証書発給

検査合格に伴い検査証書を発給

2日

①～④までにかかる合計日数

合計所要日数

約14日間



上記日数には、検査受検に係る事前相談や、旅客定員13人以上の船舶の場合に必要となる設計会社の選定、設計会社の作業日数(復原性の計算、復原性資料の作成)、その他書類の提出までに要する日数は含まれていません。

民間団体において、**救命いかだ等の購入費の2/3を支援する事業**を実施しています。
詳細は、二次元コードをご確認ください。

旅客船等
向け



遊漁船
向け



● 復原性資料審査(7日)

● 検査(5日)

● 証書発給(2日)



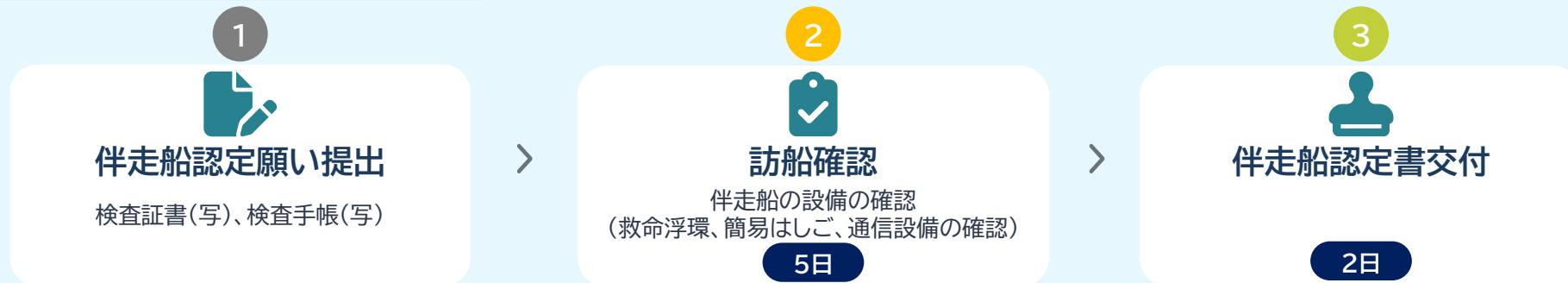
旅客定員を減じない場合は、上記③に加えて傾斜試験(所要期間約20日)が必要となります。

モデルケース③ 救命いかだ等を設置しない代わりに、伴走船と共に航行する³

本船の検査とは別に、伴走船(別船)の事前認定(※下記のSTEP 1)が必要です。

なお、このケースは伴走船に「要救助者別枠定員」(※当該船舶の「船舶検査証書」に記載される「旅客定員」とは別に、当該船舶に要救助者を搭載するために検査機関が認めた定員)を設定しない場合の取扱い例です。

STEP 1: 伴走船の事前認定 伴走船の手続き



STEP 2: 本船の検査 伴走船認定書の添付が必要



①～⑥までにかかる合計日数

合計所要日数 **約14日間** (※伴走船の認定: 約7日 / 本船の検査: 約7日)

● 伴走船の訪船確認(5日) ● 認定(2日) ● 検査(5日) ● 証書発給(2日)



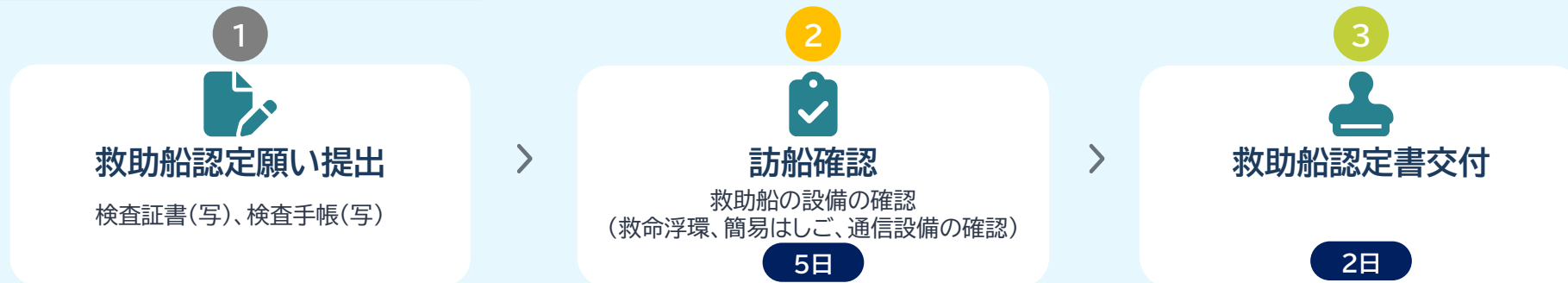
モデルケース④ 救命いかだ等を設置しない代わりに、救助船を配備する

4

本船の検査とは別に、救助船(別船)の事前認定(※下記のSTEP 1)が必要です。

なお、このケースは救助船に「要救助者別枠定員」(※当該船舶の「船舶検査証書」に記載される「旅客定員」とは別に、当該船舶に要救助者を搭載するために検査機関が認めた定員)を設定しない場合の取扱い例です。

STEP 1: 救助船の事前認定 救助船の手続き



STEP 2: 本船の検査 救助船認定書の添付が必要



①～⑥までにかかる合計日数

合計所要日数 **約30日間** (※救助船の認定: 約7日 / 本船の検査: 約22日)

● 救助船の訪船確認(5日) ● 認定(2日)

● 検査(20日)

● 証書発給(2日)

※伴走船又は救助船の要救助者別枠定員と旅客定員との合計が13人以上となる場合

5

伴走船又は救助船の復原性確認が必要であり、復原性確認の作業量は個船毎に大きく異なるため、最大で約60日を要します。

1



認定願い(復原性に関する資料を含む。)の提出

認定願い(復原性に関する資料を含む。)を最寄りの受検支部に提出

25日※

2



訪船確認(復原性試験の実施)

所有者、設計者立ち合いのもと復原性試験(重心査定試験を実施)

5日

3



復原性資料の審査

復原性試験時のデータをもとに設計者等よりJCIに提出された復原性資料を審査

30日

4



認定証交付

2日

※救命いかだ等の搭載に伴って、新たに提出いただく図面(架台の設置方法など)の確認や、提出書類の修正・再提出が必要な場合には、相応の日数(約25日)を要することがあります。

①～④までにかかる合計日数

合計所要日数 **最大約60日間**



上記日数には、検査受検に係る事前相談や、設計会社の選定、設計会社の作業日数(復原性の計算、復原性資料の作成)、その他書類の提出までに要する日数は含まれていません。

- ❶ 伴走船及び救助船は検査申請する本船とは別の船であり、事前に認定を受けておく必要があります。
- ❷ 本船の検査申請時に伴走船/救助船認定書の添付が必須です。
- ❸ 承認された復原性資料を持っている場合は復原性試験が省略される場合があります。

● 認定願い(復原性資料を含む。)提出後の内容確認(25日)

● 検査(5日)

● 復原性資料審査(30日)

● 証書発給(2日)

相談窓口等のご案内



相談窓口

最寄りのJCI支部

日本小型船舶検査機構

本資料に記載されている検査所要期間を踏まえて、時間的に余裕のある段階からのご相談をお願いいたします。

- 本資料の内容に関するお問い合わせは、最寄りのJCI支部又はJCI本部検査検定課までお願いいたします。
- 本資料に掲載している内容はあくまでモデルケース(事例)であり、救命いかだ等の搭載義務化に関する規制への適合方法は他にも複数の方法があります。
- 知床遊覧船事故を受けた旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化に関する全体像については、国土交通省の以下のホームページ・二次元コードをご参照ください。

電話: 03-3239-0826 メール: kensa@jci.go.jp

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

お問い合わせ先: 国土交通省 (03-5253-8111)



！ 補助金制度に関するご案内

安全設備の購入には補助金制度があります。
詳しくは以下のホームページ・二次元コードよりご確認ください。

(実際に使用できるかは事前に検査機関にご相談ください。)

旅客船・事業船向けの補助金

<https://marine-shien.jp/>

遊漁船向けの補助金

<https://yugyo-shien.jp/>



旅客船・事業船向け



遊漁船向け



- ご相談の際は、船舶検査証書、船舶検査手帳及び一般配置図等の必要書類の準備をお願いします。
- 1日に検査できる隻数に制限がございますので、訪船までに時間を要する場合があります。

各水域の水温(水温マップ)と、救命いかだ等の搭載免除に関する申告書ツールは、以下よりご確認ください。

ご相談の際には、事前にご確認をお願いいたします。



水温マップ



申告書ツール